

小規模食品事業者パワーアップ事業Q&A

《申請の制限等について》

Q1 1事業者が複数の取組を申請できるか。

A1 できません。1事業者につき、申請は1件のみとなります。

Q2 他の補助金との併用は可能か。

A2 同じ取組について、国の補助金や、「小規模企業者元気づくり事業」等の県の他の補助金との併用や重複申請はできません。

《補助対象事業者について》

Q3 「小規模」の定義は。

A3 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条の規定による小規模事業者であり、下表のとおりです。

業種分類	常時使用する従業員数
製造業その他	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
卸売業・小売業	5人以下

Q4 常時使用する従業員とは。

A4 以下の方は、常時使用する従業員に含めないものとします。

- (1) 会社役員（従業員との兼務役員を除く）
- (2) 個人事業主本人（専従者（家族従業員）を除く）
- (3) 以下のいずれかの条件に該当するパート労働者等
  - ① 日々雇い入れられる者又は2ヵ月以内の期間を定めて雇用される者、季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者（所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く）
  - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間比べて短い者（1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下、又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下）

Q 5 食品事業者とは。

A 5 本補助金における「食品事業者」とは、日本標準産業分類の小分類である「食品製造業」、「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」、「茶・コーヒー製造業」及び「製氷業」を県内で営む事業者若しくは営もうとする事業者です。

Q 6 申請時点では食品製造を行っていないが、新たに食品製造を行う予定である場合は申請可能か。

A 6 新たに食品製造を行う事業者については、取組内容等を確認した上で、申請可否を判断しますので事前にご相談ください。ただし、補助対象外業種（実施要領別記1）に属していないことが条件となります。

Q 7 製造小売業の事業者は申請可能か。

A 7 日本標準産業分類の大分類「卸売・小売業」のうち、前記「A 5」の業種の製造部門を県内に有する事業者は対象者です。

Q 8 これから創業しようとする者も申請可能か。

A 8 本補助金では、「県内において1年以上の事業実績があること」が要件ですので、これから創業しようとする場合は対象外となります。

Q 9 国や地方公共団体が出資している事業者（第三セクター含む）は申請可能か。

A 9 国や地方公共団体が出資している事業者は、公共性の高い事業等を行う目的で民間資金や民間能力等の活用を目指して設立されたものであり、本補助金の補助対象には馴染まないものと判断されるため、対象外とします。

《補助対象となる取組について》

Q 10 どのような取組が対象か。

A 10 商工団体等の支援や確認を受けて経営計画書（実施要領別紙1）を作成し、それに基づく生産性向上や販路拡大に関する取組が補助対象となります。

Q 11 申請時に提出する経営計画書の作成支援を行う商工団体等は、どこか。

A 11 県内商工会議所、秋田県商工会連合会（商工会含む）、秋田県中小企業団体中央会、秋田県信用保証協会です。

Q12 申請時に提出する経営計画書には、目標値の設定が必要か。

A12 本補助金を活用して実施する取組により、付加価値額2%以上の向上を目標値として設定してください。

Q13 「生産性向上」と「販路拡大」の両方に取り組む必要があるのか。

A13 両方でも、どちらか一方でも差し支えありません。ただし、本補助金は、小規模食品製造事業者の競争力強化を図ることを目的としているため、前記「A6」及び「A7」に該当する事業者は、生産性向上の取組が必要になります。

Q14 補助率2/3と1/2の違いは。

A14 下表のとおり、取組製品と取組内容で区分します。

なお、新規性が認められる取組と既存の取組の拡大の両方が含まれる場合は、補助率2/3となります。

①生産性の向上に関する取組

種類	取組製品	取組内容
新規性が認められる取組 (補助率2/3)	新製品	・新製品生産のための設備整備 ・同時に実施する改善活動
	既存製品	・新たな生産方式導入のための設備整備 ・同時に実施する改善活動
既存の取組の拡大 (補助率1/2)	既存製品	・既存の生産方式による生産量アップのための設備整備 ・同時に実施する改善活動

②販路拡大に関する取組

種類	取組製品	取組内容
新規性が認められる取組 (補助率2/3)	新製品	・展示会出展等による新製品の販路拡大。
	既存製品	・展示会出展等による新たな取引先への販路拡大
既存の取組の拡大 (補助率1/2)	既存製品	・商談等による既存の取引先への取引量拡大

Q15 「新規性が認められる取組」とは、どのようなものか。

A15 本補助金における「新規性が認められる取組」とは、食品製造分野において新規性や革新性が認められる取組である必要はなく、自社にとって新規性が認めら

れる取組となります。

Q16 「新製品」とは、どのようなものか。

A16 本補助金における「新製品」とは、既存製品をリニューアルした別の製品も該当します。なお、単なる包装や量目の変更等は新製品と判断しない場合があります。

Q17 「新たな生産方式」とは、どのようなものか。

A17 本補助金における「新たな生産方式」とは、手作業からの機械化や半自動からの全自動化、生産方式の高度化等、既存の生産方式より生産性の向上が見込まれる生産方式となります。

Q18 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」や「経営力向上計画」の承認を受ける必要があるか。

A18 不要です。

《補助対象経費について》

Q19 老朽化した機械設備の更新は補助対象となるか。

A19 機械設備等の単純更新は対象外となります。

Q20 県外事業所での機械設備等の導入は補助対象となるか。

A20 本補助金では、食料品や飲料の製造を「県内で営むこと」を要件としており、県外事業所での生産性向上に関する取組は対象外となります。ただし、県外での販路拡大に関する取組は対象となります。

Q21 車両やパソコンは補助対象となるか。

A21 専ら補助対象となる取組に使用されるとは認められない、車両やパソコン等の汎用性の高い設備は対象外となります。

《補助事業者の採択について》

Q22 どのように補助事業者を採択するのか。審査基準は。

A22 秋田県庁で開催する審査委員会において、申請者に経営計画書等の説明をしていただき、内容を審査して補助事業者を選定し採択します。

事業内容の妥当性や事業効果、実現可能性、過年度の補助事業（※）の採択の有無等を審査基準とします。

※過年度の補助事業

平成 26 年度 秋田の食品加工機能向上支援事業

平成 27 年度 食品事業者加工機能向上事業

平成 28～30 年度 食品事業者経営基盤強化支援事業

《その他》

Q23 取組終了後にその後の状況や成果を報告するのか。

A23 終了後 3 年間、実施状況報告書や決算書類（貸借対照表、損益計算書等）を県に提出していただきます。